

戸田市上下水道事業告示第39号

戸田市上下水道事業一般競争入札告示

令和8年度中部浄水場4号配水ポンプオーバーホール修繕について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び戸田市契約規則（平成元年規則第14号。以下「規則」という。）第3条の規定により告示する。

令和8年5月20日

戸田市上下水道事業 戸田市長 菅原文仁

記

1 入札対象案件

- (1) 案件名 **令和8年度中部浄水場4号配水ポンプオーバーホール修繕**
- (2) 修繕場所 戸田市地内
- (3) 設計額 **金8,855,000円**(消費税及び地方消費税含む)
- (4) 予定価格 **金8,855,000円**(消費税及び地方消費税含む)
- (5) 修繕期間 契約締結日の翌日から**令和9年3月26日まで**
- (6) 修繕内容 仕様書のとおり

2 入札手続等の方法

- (1) この修繕は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う修繕である。システムにより参加する者（以下「電子入札参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。
- (2) この修繕の入札に参加する者で紙入札方式を希望する者（以下「紙入札参加希望者」という。）については、紙入札方式参加申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) この修繕は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者（以下「落札候補者」という。）から順に、入札参加資格の確認を実施し、その者が適格である場合に落札者を決定する一般競争入札（事後審査型）とする。（システム上では、水安全部総務課の一般競争入札（ダイレクト入札）であるので留意すること。）

3 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 入札に参加を希望する電子入札参加者は、競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。  
《提出受付期間》

**令和8年5月20日（水）** 午前8時30分から

**令和8年5月28日（木）** 午後4時まで

なお、システムの利用時間は平日午前8時30分から午後8時までとする。

[注意] 土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びシステムメンテナンス時間は利用できない。（以下、「システムにより提出する」場合については、[注意]に該当する日はシステムを利用できないことから、時間的に余裕をもってシステムを利用すること。）

- (2) 紙入札参加希望者は、紙入札方式参加申請書をe-mailにより提出しなければならない。なお、紙入札方式参加申請書は、記22に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

ア 提出先 戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

イ 受付期間 (1)の電子入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出受付期間に同じ

※ 紙入札方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

- (3) (1)において競争参加資格確認申請書を提出した者に対しては、システムにおいて競争参加資格確認申請書受付票を発行（システムにより随時自動発行）する。また、紙入札方式参加申請書を提出した紙入札参加希望者に対しては、紙入札方式による参加の可否について、記4の(3)の開札日時の前日までに、e-mail等にて通知することとする。ただし、入札参加資格の確認は、入札執行後、落札候補者のみ行うこととし、入札参加者は落札決定後に公表する。

※ 紙入札による参加が承認された者（以下「紙入札参加者」という。）に対しては、電子入札システムから通知される通知書（保留通知書、落札者決定通知書、再入札通知書、入札中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないので、開札日時後、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

#### 4 入札執行の日時等

入札書はシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加者は、入札書を持参することとし、入札書は、記22に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

- (1) 電子入札参加者の入札書等のシステムへの提出期間

**令和8年5月29日（金）** 午前8時30分から

**令和8年6月 3日（水）** 午前9時25分まで

入札書等提出締切時間を過ぎて、入札書等が未到着の場合、辞退したものとみな

す。

(2) 紙入札参加者の入札書等の持参日時・場所

日時 (3)開札日時の5分前

場所 戸田市役所新曽南庁舎 4階水安全部総務課

入札書等の持参時間を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。なお、代理人をして入札させる場合は、委任状を提出し、入札書には社名の下に、上記代理人と記入し、代理人の記名押印をすること。

(3) 開札日時

日時 **令和8年6月3日(水) 午前9時30分**

5 入札に関する注意事項

(1) 入札書に入力(記載)する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力(記載)された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力(記載)すること。

(2) 入札回数

1の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、1回とする。

1の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度入札は2回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。また、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができないものとし、再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができないものとする。

(3) 入札の辞退

電子入札参加者についてはシステムにより、紙入札参加者については郵送又は持参により、辞退届を入札書の提出前に提出することで、それぞれ入札を辞退することができる。なお、辞退届は、記22に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

(4) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 設計額の110分の100に相当する金額を超える金額の入札。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 記3の(3)において、紙入札による参加が承認されなかった者がした入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札

- (4) 虚偽の提出書類を提出した者がした入札
  - (5) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした入札
  - (6) その他告示に示す事項に反した者がした入札
- 7 入札に参加できる者の形態  
単体企業とする。
- 8 入札に参加する者に必要な資格  
この修繕の入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) **令和7・8年度**の戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に、**機械器具設置工事業**で登載されている者であること。
  - (3) (2)に記載の建設業の許可を受けた**本店**を有する者、又は(2)に記載の建設業の許可を受けた**支店・営業所**を有し、かつ契約締結等の権限を有する者であること。**なお、入札参加資格者名簿に登載されている本店又は支店・営業所の所在地は問わない。**
  - (4) **令和7・8年度**戸田市入札参加資格審査申請時における戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく(2)に記載の建設業に係る格付の等級が、**E以上**の者であること。
  - (5) この修繕の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - (6) この修繕の告示日において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく(2)に記載の建設業の許可を有する者であること。
  - (7) 監理技術者又は主任技術者を建設業法に基づき適正に配置できること。ただし、この修繕が、建設業法の規定する工事にあたらない場合は、この限りでない。
  - (8) この修繕の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく再審査を受け、当該再審査の結果、告示日において戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者については、この限りでない。
- 9 落札者の決定方法
- (1) 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格の確認を実施するため、落札決定を保留し、落札候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。
  - (2) 落札候補者の決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認等を実施し、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格の確認は実施しない。

- (3) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者の入札を無効又は失格とし、次の落札候補者について入札参加資格の確認を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に順次入札参加資格の確認を実施し、落札者を決定できるまで入札参加資格の確認を実施する。
- (4) 同額の入札を行った入札参加者が2者いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。なお、同額の入札を行った入札参加者が3者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の確認の結果が、入札参加資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (5) 開札から落札決定までの間に、落札候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は失格とし、次に入札価格が低い者を新たな落札候補者とする。

#### 1 0 落札候補者の入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者が記8に記載の要件を満たしているか否かの確認を行い、結果を記4の(3)の開札日時から2日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。
- (2) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から7日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市水安全部総務課へ説明を求めることができる。

#### 1 1 現場説明会

開催しない。

#### 1 2 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、システムから取得すること。取得可能な期間は、告示日から入札書提出締切時間までとする。

#### 1 3 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

##### (1) 質問の方法

質疑応答書を記22に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。

※ e-mailには対象修繕に係る質問である旨及び質問に関する連絡先（担当部署名、担当者名、e-mailアドレス※商号は記載しない）のみを記載すること。なお、e-mailの内容（e-mailアドレスを除く差出人の表示を含む。）に質問者の商号、所在地、社章、ロゴマーク等の質問者を判明又は推定させる事項を記載しないこと。

##### (2) 提出先

戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

(3) 受付期間

告示日から

**令和8年5月22日（金）** 正午まで

(4) 質問に対する回答

記3の(1)競争参加資格確認申請書の提出期間の終期の前日までに戸田市水安全部総務課のホームページにて公表する。

1.4 最低制限価格

設定しない。

1.5 調査基準価格

設定しない。

1.6 入札保証金

規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

1.7 契約保証金の率及び納付等

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6条第4項の規定により免除することができる。

(2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。

(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.8 支払条件

(1) 前金払

しない。

(2) 部分払

しない。

1.9 損害賠償等の予約条項付記

(1) この修繕の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、戸田市修繕契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。修繕完了後も同様とする。

(2) この修繕の契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により修繕期間内に修繕を完了することができないときは、修繕代金額から部分引渡しを受け

た部分に相応する修繕代金額を控除した額につき、所定の割合で計算した損害金の支払いを請負者に請求することができる。

## 20 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 入札参加者は入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、設計図書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。

## 21 契約条項等の閲覧

規則、戸田市修繕契約約款、運用基準等の契約条項等は、戸田市水安全部総務課において閲覧できる。

## 22 問い合わせ

戸田市水安全部総務課総務担当

電 話 048-229-4606

FAX 048-444-1609

e-mail mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/>